

社会教育課所管施設備品貸与規定

平成28年4月1日適用

1 貸与できるケース

- ① 国または県、市等地方公共団体の公用又は公共用に供するため使用する場合
- ② 公立学校・公立幼稚園・公立保育所の公用又は公共用に供するため使用する場合
- ③ 自治公民館、地区公民館、地縁団体の事務事業の用に供するため使用する場合
- ④ 市又は地域の社会教育団体の事務事業の用に供するため使用する場合
- ⑤ 市又は地域の公共的団体の事務事業の用に供するため使用する場合
- ⑥ 地方公共団体の指導・監督を受け、当該地方公共団体の事務事業を補佐し又は代行する団体において、補佐又は代行する事務事業の用に供するため使用する場合
- ⑦ 地域活性化事業、地域伝統事業の用に供するため使用する場合
- ⑧ 地域ボランティア団体の事務事業の用に供するため使用する場合
- ⑨ 地域のNPO法人等の事務事業の用に供するため使用する場合
- ⑩ 地域の伝統文化団体の事務事業の用に供するため使用する場合
- ⑪ 災害その他の緊急事態の発生により、応急措置として使用させる場合
- ⑫ 公用・公共用あるいは公共的目的のため個人または団体の事務事業の用に供するため使用する場合
- ⑬ その他特に教育長が必要と認める場合

2 貸与できないケース

- ① 個人の私的事務事業の用に供する場合
- ② 民間会社等の営利を目的とする事務事業の用に供する場合
- ③ 組合等経済団体・業界団体の直接的事務事業(非公共)の用に供する場合
- ④ 宗教活動(布教活動)・政治活動(集票活動)の事務事業の用に供する場合
- ⑤ その他特に教育長が適当でないと認める場合

3 貸与手続 施設管理者と協議し、施設等の運営に支障のない範囲で備品数、期間を決定する。

また、その際には借用、返却の手続き、期日を確認すること。

貸与期間は、原則として最大10日間とするが、特に教育長が認めた場合はこの限りではない。

4 貸与制限 原状のまま使用し、形質の変改を行わないこと。また、第三者に転貸しないこと。

5 貸与取消 貸与申請に虚偽がある場合、あるいは不適切な使用の場合は貸与を取り消す。

施設管理者が、公用又は公共用に供する必要が生じたときは貸与を取り消す場合がある。

6 原状回復 使用後は、原状で返却すること。

7 損害賠償 故意または過失による破損・汚損があった場合は、相当の損害賠償を求める。

8 その他 この規定にないその他の事項については、施設管理者と協議のうえ決定する。